

国家公務員法等の一部を改正する法律案

【用例集】

令和元年五月

法務省

○国家公務員法等の一部を改正する法律案 用例集 目次

【検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第九条及び第十条関係】
「次の各号のいずれかに該当する者」の例
「項の定めるところにより」の例
「年に達した者」の例
「に任命することができない。」の例
【検察庁法第二十二条関係】
「年に達したときは、・・・年に達した日の翌日」の例
「・・・は、・・・されるものとする。」の例
【検察庁法第三十二条の二条関係】
「・・・から・・・まで、・・・から・・・まで及び・・・の規定は、」の例
【附則関係（検察庁法関係）】
「・・・については、・・・中「・・・」とあるのは、「・・・」とする。」の例
「大臣は、・・・に対し・・・大臣が定める」の例
「大臣は、・・・大臣が定める・・・に従つて」の例
既存の条（原始附則）の全部を改めている例
検察官の任用の例
原始附則の条を削除する例
【検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第六条関係】
「年齢が・・・に達した」の例
「円未満の端数を生じたときは、「」の例
「・・・円に切り上げるものとする」の例

「その者の受ける俸給月額」の例
「との差額に相当する額」の例

【附則関係（国家公務員法の一部を改正する法律関係）】

「の任用に関」の例

「（…に）関連する制度を含む。」の例

7 6 6 6 5

○国家公務員法等の一部を改正する法律案 用例集

【検察庁法第二十条関係】

【検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第九条及び第十条関係】

●官職等に括弧書きで除外事由が記載されている例

○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

附 則
(罰則)

第四十一条 (略)
2・3 (略)

4 三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

●「もつて充てる。」の例

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）

(特別遵守事項の特則)
第五十一条の二 (略)

第三十八条 (略)
2 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。
3・7 (略)

○更生保護法（平成十九年法律第八十八号）

(特別遵守事項の特則)
第五十一条の二 (略)

3 第一項の規定は、同項に規定する者について、次条第二項及び第三項の定めるところにより仮釈放中の保護観察における特別遵守事項を釈放の時までに定める場合に準用する。この場合において、第一項ただし書中「第二十七条の五」とあるのは、「第二十九条第一項」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

●「次の各号のいずれかに該当する者」の例
○古物営業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十号）
一号

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

2 (略)
1・2 (略)

●「項の定めるところにより」の例

●「年に達した者」の例

きは、定年に達した日の翌日に退職する。

2・4 (略)

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）

第八十一条の五 (略)

2 (略)

3 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

「に任命することができない。」の例

○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

一・二 (略)

●「年に達したときは、……年に達した日の翌日」の例
○自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）

(行政不服審査法の適用除外)

第十七条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）

第十一条 (略)

2 (略)

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4・5 (略)

【検察庁法第三十二条の二条関係】

●「……から……まで、……から……まで及び……の規定は、」の例

○法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）

る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

【附則関係（検察庁法関係）】

●「・・・については、・・・中「・・・」とあるのは、「・・・」とする。」の例

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）

附 則

（平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中

前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

●「大臣は、・・・に対し・・・大臣が定める」とする。大臣が定める」とする。大臣が定める」とする。

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第二百三十一号）

第二条 （略）

1～4 （略）

5 厚生労働大臣は、次条の規定による公表を行う前に第二項

●既存の条（原始附則）の全部を改めている例

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

又は前項の規定による勧奨を行う場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかないと認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときを除く。）には、対象事業主又は第三項の役員であつた者に対して、厚生労働大臣が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6～13 （略）

●「大臣は、・・・大臣が定める・・・に従つて」とする。

○株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）

（商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限）
第四十条 （略）

2～4 （略）

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可対象会社を子会社とした日に商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6～8 （略）

(平成十七年法律第二百二号)

第六十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

（中略）

附則第二十条の三を次のように改める。

（郵政会社等の役職員の取扱い）

第二十条の三 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの（以下「郵政会社等役職員」という。）をもつて組織する共済組合を設ける。

254

（略）

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

施行前の国家公務員共済組合法

第二十条の三 平成十六年度における第九十九条第二項第五号

（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる費用については、これらの規定にかかわらず、公社、独立行政法人又は国立大学法人等は、政令で定める額の範囲内で、これを負担する。

253 （略）

●検察官の任用の例

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）

第二十条 （略）

2 前項に定めるもののほか、第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失すことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

●原始附則の条を削除する例

○国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）

第十二条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

（中略）

附則第十五条を次のように改める。
第十五条 削除
(以下略)

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）

第十五条 削除

第十五条の二 第四十三条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「受給権者」とあるのは、「受給権者（附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者については六十五歳に達しているものに限るものとし、附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者については附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達するものに限る。）」とする。

【検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第六条関係】

●「年齢が……に達した」の例

○検察庁法

第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

●「円未満の端数を生じたときは、」の例

○検察官の俸給等に関する法律

附 則

第十条 (略)

2 前項の規定により俸給の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

●「……円に切り上げるものとする」の例

○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）

(基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更) 第十八条 (略)

2 前項の規定により変更された自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

3・4 (略)

●「その者の受ける俸給月額」の例

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

附 則（昭和五十四年一二月一二日法律第五七号）

1 (略)

7 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けっていた号俸の二号俸上位の号俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額（以下この項において「二号俸上位号俸等」という。）である職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。）については、一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができ。同年四月一日後に一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち

、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

●「との差額に相当する額」の例

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二条号）

附則（平成一七年一一月七日法律第一一四号）
第一条（第三条）（略）

第四条（略）

2 一部施行日以降に新たに大使又は公使となつた者のうち、一部施行日の前日から大使又は公使となつた日の前日までの間引き続き一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の同一の俸給表の適用を受けていたもので、当該大使又は公使として受けた俸給月額が一部施行日の前日において受けた俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる特別職の職員には、平成二十二年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（その額が、当該大使又は公使として受けた俸給月額と第二条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条の規定を適用したとしたならば当該大使又は公使として受けたこととなる俸給月額に百分の九十九・六八を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「基準額」という。）との差額に相当する額を超えるときは、当該大使又は公使として受けた俸給月額と基準額との差額に相当する額

）を俸給として支給する。

3 （略）

第五条（第七条）（略）

【附則関係（国家公務員法の一部を改正する法律関係）】

●「の任用に関」の例

○地方教育行政組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二条号）

（市町村委員会の内申）
第三十八条（略）

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職

し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 (略)

3 (略)

●「(・・・に関連する制度を含む。)」の例

○官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

第十一条 (略)

2 (略)

3 国は、官民データ活用を推進するため、官民データの円滑な流通に関連する制度（コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の円滑な流通に関連する制度を含む。）の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。